



静岡市の環境影響評価制度 (環境アセスメント)

はじめに…

静岡市は、3,000m級の山々が連なる南アルプスから水深2,500mの駿河湾までの標高差5,500mの間に存在する山、川、海の豊かな自然と、そこから得られる多くの恵みによって、豊かな経済活動を営んできました。この豊かな自然環境やその恵みを将来に継承していくことは、私たちに課せられた責務であり、静岡市環境基本条例の基本理念であると言えます。

また、地方分権の推進により、公害防止事務をはじめ、様々な施策に関する権限が政令指定都市に移譲されているほか、行政運営における公正性の確保と透明性の向上がより一層求められているところでもあります。

このため、市自らが主体的にまちづくりにおける環境配慮に関与し、本市の豊かな環境を将来に継承するための総合的な環境配慮制度として、平成27年3月に静岡市環境影響評価条例を制定し、平成28年1月より施行しています。

環境影響評価(環境アセスメント)とは…

環境影響評価(環境アセスメント)とは、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を**事業者自らが調査・予測・評価**し、その内容を公表するとともに、住民や関係自治体などからの環境保全等に係る意見について検討することで、事業の実施においてより適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続のことです。

静岡市環境影響評価条例のポイントと効果

条例のポイント

1. 計画段階環境配慮手続の導入

平成23年の環境影響評価法改正で新設された、「事業の計画段階」で環境配慮を行う手続を導入。

2. 住民関与の機会の充実

図書等の縦覧期間の拡充と、供用開始前の住民意見に対する事業者見解の作成手続を新設。

3. 地域区分の設定

本市の実情やまちづくりの方向性に沿った制度を構築するため、市域を3つに区分し、それぞれの特性に応じた対象事業(規模要件)を設定。

①都市計画区域内(③を除く) ②都市計画区域外(③を除く) ③特定区域(エコパークその他自然公園等)

4. 手続における透明性・公正性の確保

意見聴取や図書の縦覧等の手続の実施主体は市長。(法や県条例では事業者が行う)



条例の効果

- ・市が**直接事業者**に意見を提出できる。(条例制定前は静岡県知事を介して意見を提出)
- ・事業の**早期段階**から**住民、行政の関与**が可能。
- ・地域の実情に応じた**きめ細やかな対応**が可能。

静岡市環境影響評価審査会と市民参画の機会

静岡市環境影響評価審査会

- ・静岡市環境影響評価条例の制定に伴い、市長の諮問に応じ、環境影響評価等に関する事項を調査審議する「静岡市環境影響評価審査会」を設置しました。
- ・大気、水質、動植物などの専門家により構成されています。(定数15人)



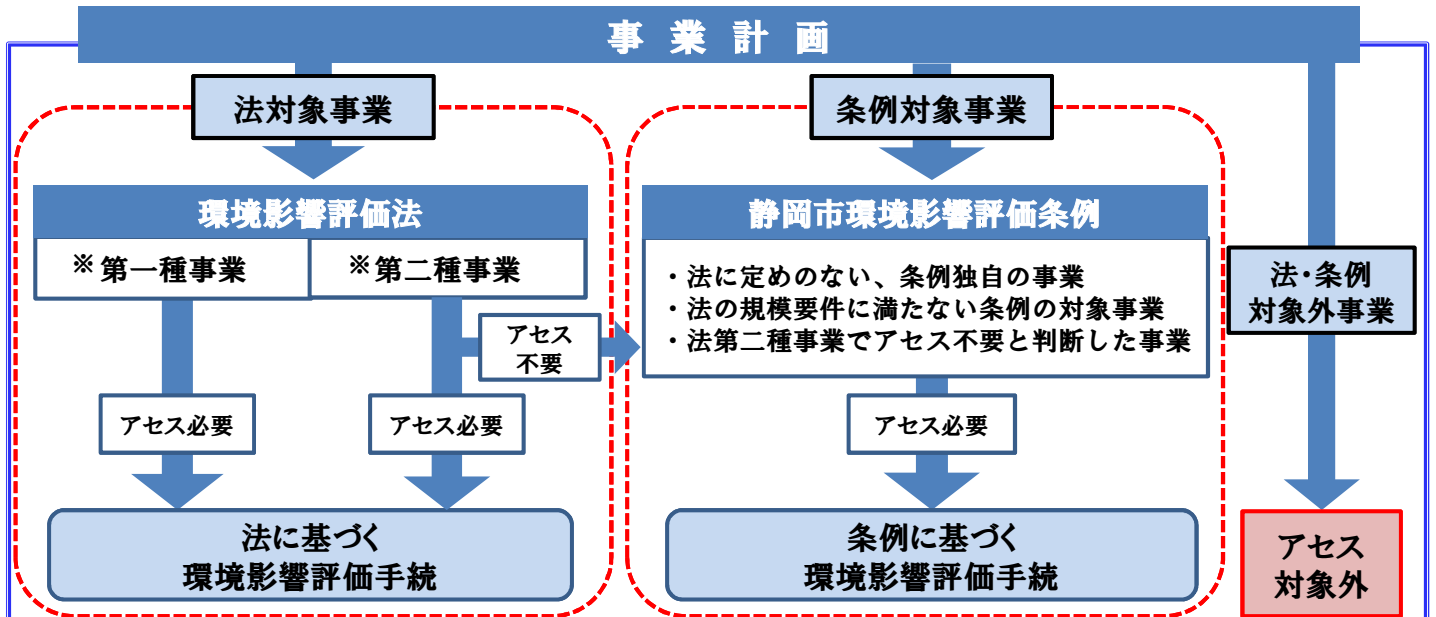
市民参画の機会

- ・配慮書、方法書、調査実施計画書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書等の各手続において、図書の縦覧の機会を設けています。
- ・配慮書、方法書、準備書、事後調査報告書の各手続において、環境の保全の見地から意見を有する方は、どなたでも市長に対し意見書を提出することができます。
- ・事業者は、方法書、準備書手続において、その内容を周知するため説明会を開催します。説明会にはどなたでも参加することができます。
- ・市長は準備書手続において、環境の保全の見地からの意見を有する方からの当該意見を聴くため、公聴会を開催します。意見を有する方は公聴会で意見を述べるすることができます。



環境影響評価法と条例の関係

事業計画



※第一種事業：必ず環境アセスメント（アセス）を行う
 ※第二種事業：環境アセスメントの要否を個別に判断

<法対象事業と条例対象事業>

静岡市内で行われる事業であっても、以下のような事業は環境影響評価法に基づき、環境アセスメントを実施します。

- ・法に定める第一種事業
- ・第二種事業のうち、法に基づく手続が必要な事業

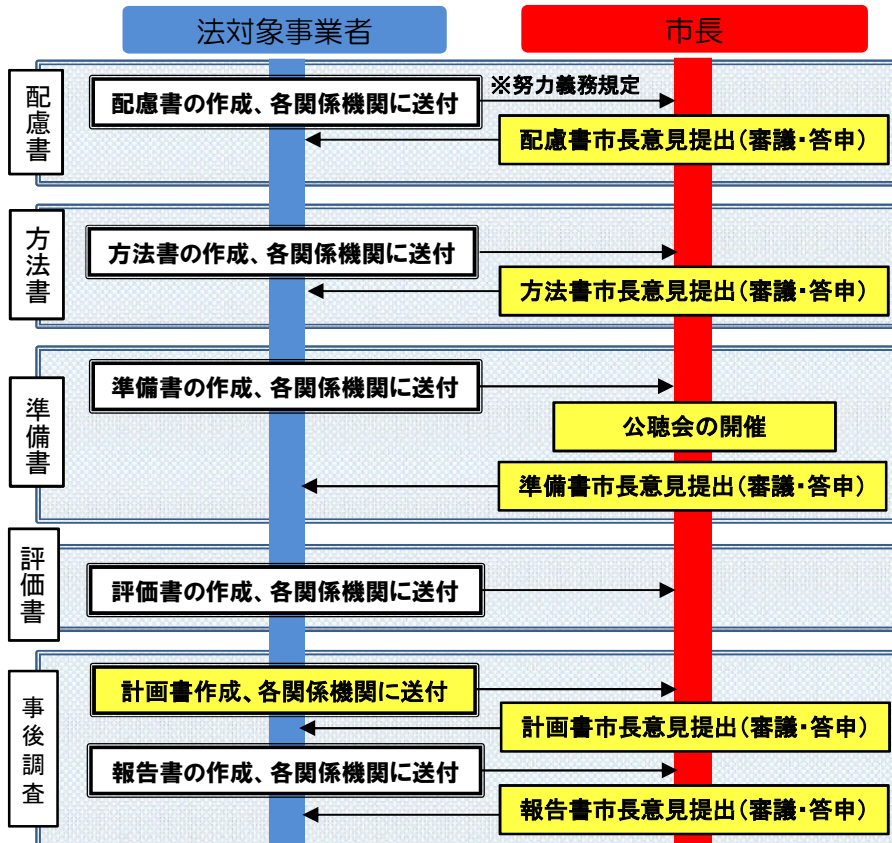
一方、条例に基づく環境アセスメントを実施する必要があるのは

- ・法に定めのない条例独自の対象事業（農用地の造成、工場等の建設等）
- ・法の規模要件に満たない条例の対象事業（法第二種事業のうち、環境アセスメント不要と判定された事業も含む）

- ◎事業実施区域が市域をまたぐ場合は県条例に基づく環境影響評価が行われます。
- ◎市条例の規模要件に満たない事業であって、県条例の対象である事業は、県条例に基づく環境影響評価が必要となる場合があります。

【法対象事業への関与】

※ ■部分が市条例で関与する手続き



【静岡市からの直接の意見提出】

- ・静岡市は「政令で定める市」であるため、法対象事業に基づく方法書、準備書手続において、影響の範囲が静岡市域内に限られる場合、市長は直接事業者に意見を提出することができます。（配慮書手続においても、市民や行政機関への意見聴取が努力義務として規定されており、意見提出可能）
- ・このため、条例においては、意見を述べる際、環境影響評価審査会に意見を聴く規定を設けています。

【公聴会の開催】

- ・条例対象事業と同様に、法対象事業に対しても準備書手続における公聴会の開催を義務付けています。

【事後調査手続】

- ・条例対象事業と同様に、法対象事業に対しても事後調査報告書以外の手続を義務付けています。

地域区分

○本市の実情やまちづくりの方向性に沿った制度を構築するため、市域を3つに区分し、特性に応じた対象事業（規模要件）を設定しました。



<p>① 都市計画区域内 ※③を除く</p>	<p>人が居住し、経済活動が行われる、いわゆる「都市」の区域。標準的な環境配慮を要する。</p>
<p>② 都市計画区域外 ※③を除く</p>	<p>①と③の間にあり、比較的多くの自然環境を有する区域。他法令の規制等が少ないことから、①よりも厳しい環境配慮を要する。</p>
<p>③ 特定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶南アルプスユネスコエコパーク区域 ▶南アルプス国立公園特別地域 ▶奥大井県立自然公園特別地域 ▶日本平・三保松原県立自然公園特別地域 	<p>豊かで貴重な自然環境を有する地域。その保全のため、特段の環境配慮を要する。</p>

条例対象事業の種類及び規模要件等

○静岡市環境影響評価条例において手続が必要となる事業は以下の表のとおりです。

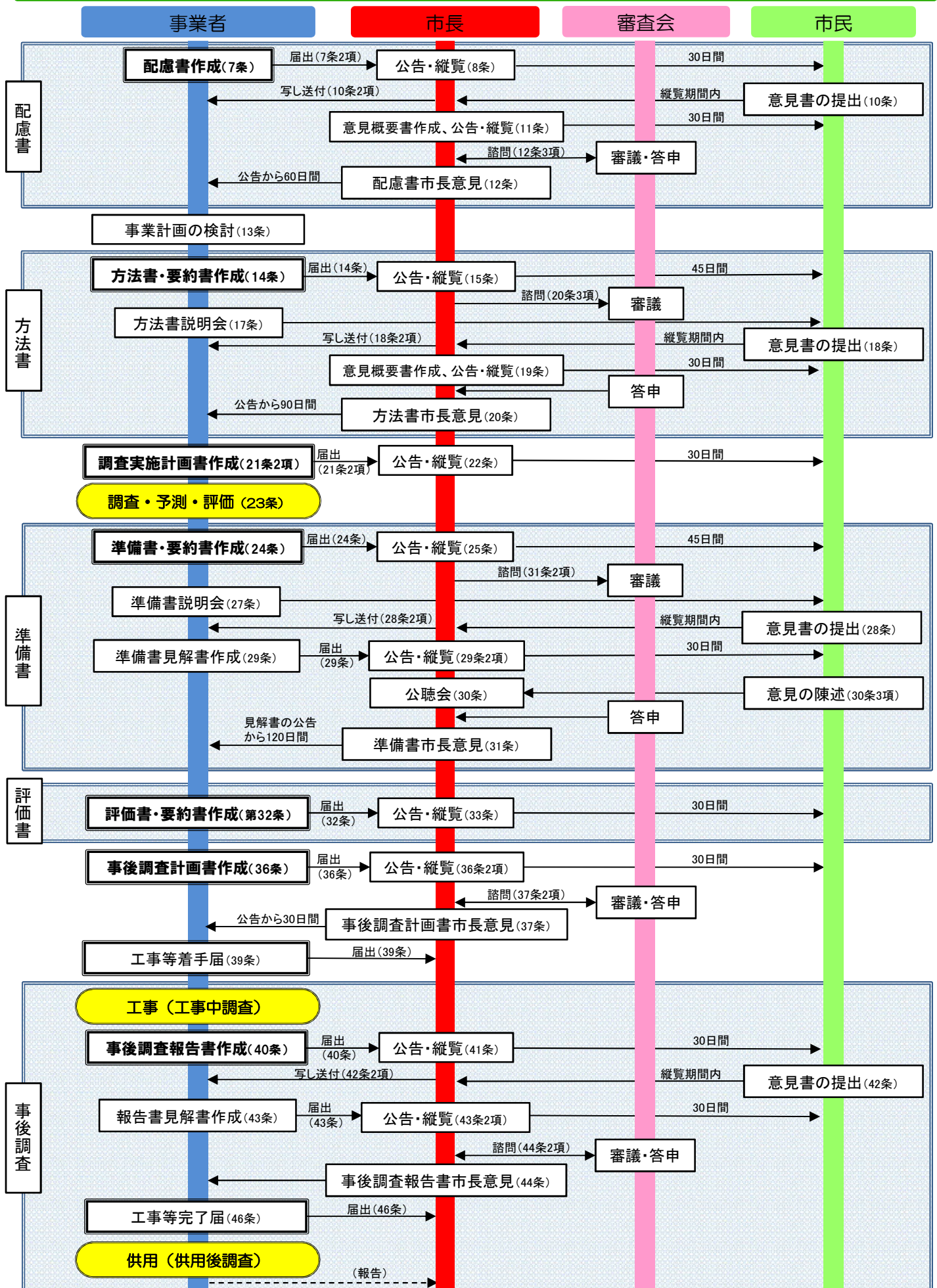
対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内
1 道路の建設	すべて		
高規格幹線道路	すべて		
一般国道等	4車線以上かつ7.5km以上	4車線以上かつ3.75km以上	4車線以上かつ3.75km以上 又は 土地形状変更5ha以上
林道	幅員6.5m以上かつ15km以上	幅員6.5m以上かつ7.5km以上	幅員6.5m以上かつ7.5km以上 又は 土地形状変更5ha以上
2 ダム又は放水路の建設			
ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積37.5ha以上	貯水面積5ha以上
放水路	土地形状変更75ha以上	土地形状変更37.5ha以上	土地形状変更5ha以上
3 鉄道の建設	長さ7.5km以上	長さ3.75km以上	長さ3.75km以上 又は 土地形状変更5ha以上
4 飛行場の建設	滑走路長1,875m以上		滑走路長1,875m以上 又は 土地形状変更5ha以上
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25kW以上		出力11.25kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
水力発電所	出力2.25kW以上		出力2.25kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上		出力1,000kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
太陽光発電所	敷地面積50ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積25ha以上 又は 森林伐採面積10ha以上	敷地面積5ha以上
6 廃棄物処理施設の建設			
ごみ焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	処理能力75t/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上	処理能力75kℓ/日以上	処理能力75kℓ/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	処理能力75t/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
7 埋立又は干拓	面積25ha以上	—	面積5ha以上
8 土地区画整理事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
9 新住宅市街地開発事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
10 新都市基盤整備事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
11 流通業務団地造成事業	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
12 住宅団地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
13 工業団地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
14 農用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
15 残土の処分	面積25ha以上	面積12.5ha以上	土地形状変更5ha以上
16 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
17 レクリエーション施設用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
18 複合開発用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
19 下水道終末処理場の建設	面積7.5ha以上	—	面積5ha以上
20 工場等の建設 (火力発電所含む)	排出ガス量10万Nm ³ /時以上 又は 排出水量1万m ³ /日以上		
21 高層建築物の建設	高さ100m以上 かつ 延べ面積5万m ² 以上		
22 リゾートマンション又はリゾートホテルの建設	延べ面積5万m ² 以上		延べ面積5万m ² 以上 又は 土地形状変更5ha以上
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更5ha以上
24 河川又は海岸の改変 (国土保全を目的とするものを除く)	—	—	土地形状変更5ha以上

※【特定区域】＝南アルプスユネスコエコパークの区域、南アルプス国立公園特別地域、
奥大井県立自然公園特別地域、日本平・三保松原県立自然公園特別地域

※【事業の規模等の算定方法】

- ・②都市計画区域外において行われる事業で、当該事業が③特定区域内にわたる場合には、当該特定区域の規模等を加える
- ・①都市計画区域内において行われる事業で、当該事業が②都市計画区域外又は③特定区域内にわたる場合には、当該都市計画区域外又は特定区域の規模等を加える

静岡市環境影響評価条例の手續と流れ



静岡市環境影響評価条例の各手続の概要

配慮書手続

重大な環境影響を早期段階で回避・低減するため、事業計画の立案段階（位置、規模等の検討段階）において、対象事業に係る2以上の計画（複数案）について、既存資料による調査、予測及び評価を行います。

<手続に要する概ねの期間>

- 配慮書 縦覧30日 市長意見：配慮書の公告から60日以内

方法書手続

適切な調査等を実施するため、配慮書手続での市長意見を踏まえて決定した事業計画について、どのような項目、方法で調査・予測・評価を行うのかという計画を示し、市民、関係行政機関からの意見を聴取します。

<手続に要する概ねの期間>

- 方法書 縦覧45日 市長意見：方法書の公告から90日以内
- 調査実施計画書 縦覧30日

環境アセスメント(調査・予測・評価)の実施

調査実施計画書に基づき、調査・予測・評価を実施するとともに、環境保全のための対策を検討し、この対策が取られた場合の環境影響を総合的に評価します。

<手続に要する概ねの期間>

- 基本的には1年（4季調査） ※猛禽類等は2年（2営業期）

準備書手続

環境アセスメント（調査・予測・評価）の結果及び環境保全対策の検討結果を示し、市民、関係行政機関から意見を聴きます。

<手続に要する概ねの期間>

- 準備書 縦覧45日 市長意見：準備書見解書の公告から120日以内

評価書手続

準備書に対する市長意見や市民からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、最終的な環境影響評価書を取りまとめます。

なお、評価書の内容は、事業の許認可等における審査に反映されます。

<手続に要する概ねの期間>

- 評価書 縦覧30日

事後調査手続

環境保全対策の実績が少ない対策を実施する場合や、予測の不確実性が大きい項目について、工事中や供用開始後において環境の状態などを把握するために調査を行います。

調査結果は、工事完了時点で報告書として取りまとめ、供用開始後に地域住民と良好な関係のもとに事業が進められるよう、市民とのコミュニケーションを図ります。

<手続に要する概ねの期間>

- 事後調査計画書 縦覧・市長意見：30日
- 事後調査 工事期間中+供用開始後（必要に応じて）
- 事後調査報告書 縦覧30日

環境影響評価の項目

○環境影響評価は、次の「環境要素」から、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要な項目を選定し、調査、予測、評価を行います。

大気環境 ●大気質 ●音 ●振動 ●臭い ●局地風 ●その他	水環境 ●水質 ●底質 ●地下水 ●その他	土壌環境 ●土壌	地形及び地質 ●地盤 ●地下水 ●河川 ●海況 ●その他
動物・植物・生態系 ●動物 ●植物 ●生態系	景観	文化財	人と自然の 触れ合いの活動の場
廃棄物	地球環境	その他 (日照障害、電波障害、その他)	

静岡市 環境局 環境創造課

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号

電話:054-221-1306 FAX:054-221-1492

E-mail:kankyousouzou@city.shizuoka.lg.jp

<ホームページ>

https://www.city.shizuoka.jp/000_000561.html

令和2年4月発行